

第三セクターと損失補償の現況

平成19年11月14日

総務省自治財政局地域企業経営企画室

第三セクター等の状況に関する調査の対象

- ①商法法人(株式会社、合名会社、合資会社又は有限会社)のうち、地方公共団体等が出資を行っている法人
- ②民法法人(社団法人又は財団法人)のうち地方公共団体等が出資を行っている法人
- ③地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社(以下「地方三公社」という。)
- ④地方独立行政法人

区 分	商法法人			民法法人		
	株式会社	有限会社	計	社団法人	財団法人	計
都道府県	615	2	617	266	1,359	1,625
指定都市	246	0	246	4	305	309
市区町村	2,597	330	2,927	164	2,085	2,249
全国合計	3,458	332	3,790	434	3,749	4,183
(構成比)	(37.6%)	(3.6%)	(41.2%)	(4.7%)	(40.7%)	(45.4%)
(参考) 17年度調査	3,489	338	3,827	452	3,938	4,390

区 分	地方三公社				地方独立行政法人	合 計
	地方住宅供給公社	地方道路公社	土地開発公社	計		
都道府県	47	39	49	135	5	2,382
指定都市	10	3	15	28	2	585
市区町村	0	0	1,064	1,064	1	6,241
全国合計	57	42	1,128	1,227	8	9,208
(構成比)	(0.6%)	(0.5%)	(12.3%)	(13.3%)	(0.1%)	(100.0%)
(参考) 17年度調査	57	43	1,292	1,392		9,609

(平成18年3月31日現在)

第三セクターの対外債務額と損失補償額

※表の商法法人・民法法人は①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計

	法人数 (A)	対外債務を 負っている法 人数(B)	割合 (B)/(A)	対外債務の 額 (億円)	債務保証・損失補償債務残高を有する法人			
					法人数 (C)	割合 (C)/(A)	割合 (C)/(B)	額 (億円)
商法法人	2,748	1,043	38.0%	30,522	182	6.6%	17.4%	4,589
民法法人	3,958	677	17.1%	21,033	307	7.8%	45.3%	18,520
三セク計	6,706	1,720	25.6%	51,555	489	7.3%	28.4%	23,109

住宅公社	57	46	80.7%	14,943	23	40.4%	50.0%	6,097
道路公社	42	41	97.6%	22,409	41	97.6%	100.0%	22,786
土地公社	1,128	821	72.8%	42,068	770	68.3%	93.8%	41,861
三公社計	1,227	908	74.0%	79,420	834	68.0%	91.9%	70,744

(出典:「H18年度第三セクター等の状況に関する調査」)

業務分野別の主な業務内容

多 ↑ 対外債務額が多い業務分野 ↓ 少	業務分野	法人数	主な業務内容
		運輸・道路	181
	地域・都市開発	177	再開発事業・ビル等の賃貸管理(43)、公共用地取得・造成・処分(35)、公園の建設・管理(18)
	農林水産	396	農水畜産物の加工販売(118)、農用地の取得・造成・処分(61)、造林事業(34)
	商工	232	商業ビル等の賃貸管理(62)、中小企業への設備貸与・融資(54)、物品の製造・販売(35)
	観光レジャー	343	レジャー施設(温泉、宿泊施設等)の整備・運営(301)、ゴルフ場・スキー場の整備・運営(39)
	教育・文化	77	美術館等の管理運営(18)、体育館等の管理運営(15)、小中学校舎の建設・貸与等(14)
	生活衛生	68	廃棄物・し尿の収集・運搬・処理(54)、下水道施設の建設・維持(2)
	その他	120	ケーブル・有線テレビ事業(30)、風力発電(13)
	住宅・都市サービス	26	住宅用地の取得・造成・住宅建設(12)、再開発ビル等の賃貸管理(5)、都市ガス等エネルギー事業(5)
	社会福祉・保健医療	60	病院・診療所等の管理運営(18)、老人ホーム等の管理運営(6)
	情報処理	25	システム/ソフトウェアの開発(7)、人材育成のための教育・研修事業(6)
	公害・自然環境保全	9	環境政策に関する調査研究(5)、環境保全事業(3)
	国際交流	6	会議場・研修所等の管理運営(3)
	合計	1,720	

法人数、対外債務額・損失補償額の状況

	法人数	対外債務額 (億円) A	1法人当たり 対外債務額 (百万円) a	損失補償額 (億円) B	1法人当たり 損失補償額 (百万円) b	損失補償比率 B/A
運輸・道路	181	16,462	9,095	3,695	2,042	22.4%
地域・都市開発	177	15,409	8,706	7,064	3,991	45.8%
農林水産	396	7,199	1,818	7,590	1,917	105.4%
商工	232	4,299	1,853	1,932	833	44.9%
観光レジャー	343	2,730	796	506	148	18.5%
教育・文化	77	1,832	2,380	1,109	1,440	60.5%
生活衛生	68	1,522	2,238	592	871	38.9%
その他	120	1,137	948	276	230	24.3%
住宅・都市サービス	26	471	1,810	171	656	36.3%
社会福祉・保健医療	60	393	655	159	265	40.4%
情報処理	25	45	178	1	3	1.7%
公害・自然環境保全	9	44	485	14	151	31.2%
国際交流	6	11	184	0	0	0.0%
合計	1,720	51,555	2,997	23,109	1,344	44.8%

(出典:「H18年度第三セクター等の状況に関する調査」)

第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（抜粋）

債務調整等に関する調査研究会中間まとめ（平成19年10月17日宮脇淳座長）

基本的考え方

- 損失補償について、地方自治体の財政規律の強化を図るため新たな仕組みが必要
地方自治体における自己規制ルールの策定とこれを促す総務省のガイドライン
- 総務省からガイドラインを提示し、地方自治体が自ら損失補償について自己規制ルールを策定するよう要請

3. 想定されるガイドライン等の内容

(2) 新たな損失補償の付与に係る手続きの厳格化

- ② 損失補償の付与は体質的には民間企業に信用補完を与えるものであり、資金の貸付と同様一定の信用リスクが存在するものである。したがって、BIS規制上のリスクウェイトや税法上の引当金損金算入の考え方も参考にしつつ、金融機関において貸付金のリスクに応じた引当金を計上していることと同様の考え方に立って、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する将来負担比率の算定上、第三セクター等の経営状況と損失補償契約の内容に応じて損失補償債務残高の一定割合を、損失補償を付与している地方公共団体の将来負担額に算入することを原則とすべきである。